

部会ニュース「6-78」

■介護職処遇調査、紙での回答期限 10 月 31 日 厚労省が協力呼び掛け

- ・厚生労働省は 5 日、介護従事者の処遇改善が進んでいるかを明らかにするために行う調査について、紙ベースでの回答の期限は 10 月 31 日、インターネットで回答する場合は 11 月 7 日とすることを都道府県などに周知した。同省では調査に協力するよう施設や事業所の関係者に呼び掛けている。
- ・今回は、調査対象の施設・事業所への調査票を法人の本部（本社など）にまとめて送付する「一括送付」を導入。調査票は 10 月ごろの発送を予定している。
- ・この調査は、2024 年度介護報酬改定で一本化・拡充された新たな「介護職員等処遇改善加算」の影響や効果などを評価するため、厚労省が 10 月に実施する。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のほか、訪問介護事業所などが対象で、それらの施設や事業所に在籍する介護従事者への調査も行う。
- ・調査結果は 25 年 3 月ごろ公表し、介護報酬改定に向けた検討の基礎資料にする。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○第 39 回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（web 会議）資料
（令和 6 年 6 月 25 日（火））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40965.html